

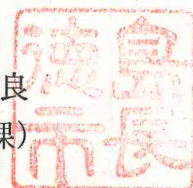
別紙 1



経政発第 849 号
令和 6 年 12 月 25 日

徳島県知事 殿
(企業支援課扱い)

徳島市長 遠藤 彰良
(経済政策課)



株式会社ハローズ（大規模小売店舗「ハローズ国府店 A 敷地」）の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について（回答）

令和 6 年 12 月 13 日付け企第 558 号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ハローズ国府店 A 敷地
所在地 徳島市国府町観音寺字矢三田 603 番地 1 外
- 2 意見
別紙のとおり

以 上

事項(項目)名	意見の内容	理 由
1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項		
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項		
ア 駐車場の必要台数の確保	必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。	
イ 駐車場の位置及び構造等	駐車のために供する部分は、駐車場法等の基準によること。	路外駐車場で駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものは、駐車場法等の対象となるため。
ウ 駐輪場の確保等		
エ 自動二輪の駐車場の確保		
オ 荷さばき施設の整備等		
カ 経路の設定等	出入り口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。	出入り口付近において、出庫車両が原因となる衝突事故が発生する恐れがあるため。
(2) 歩行者の通行の利便の確保等	①歩行者の安全を確保するとともに、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。 ②全ての人が安全・快適に利用できる施設となるよう配慮すること。	①大型搬入車両による舗装等の損傷が発生すると通行者の転倒等の原因となるため。 ②徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例第22条第1項
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	①店舗内から発生する一般廃棄物については、可燃ごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源物については、リサイクルに努めること。 ②古紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール・コピー用紙等）はリサイクルのため古紙問屋に搬入すること。 ③一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、本市の施策に協力すること。	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条 ②徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第5条
(4) 防災・防犯対策への協力		
2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項		
(1) 騒音の発生に係る事項		
ア 騒音問題に対応するための対応策について	施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。 周辺住民の間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。	当該駐車場は、騒音規制法等の規制対象施設の設置がないため、騒音の規制基準の適用を受けないが、規制基準の遵守状況を判断する際の測定位置（敷地境界）では、騒音予測最大値が規制基準を上回っており、周辺住民との間で騒音問題が発生することも考えられるため。
イ 騒音の予測・評価について		
(2) 廃棄物に係る事項等		
ア 廃棄物等の保管について		
イ 廃棄物等の運搬や処理について	①店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別すること。 ②分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条
ウ その他設置者としての廃棄物等に関する対応方策について		
(3) 街並みづくり等への配慮等		
ア 外観整備による街並みづくり等との調和	①周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態・色彩等は避けること。 ②建築物の屋根・外壁及び屋外広告物の意匠・形態は、周辺の景観に配慮したものとし、色彩は、親しみやすく落ち着いた色調とすること。	
イ 連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力	③地区周辺の既存住宅地や隣接する市街化調整区域との連続性に配慮した建築物等を誘導すること。	①景観法第16条第1項及び徳島市景観計画 ②～⑤当該敷地は、国府町観音寺地区地区計画の区域内であるため。 ※なお、建築物の建築に着手する30日前までに、地区計画の届出が必要です。
ウ 夜間照明による影響	④周辺の農用地や住宅地等との調和を保つこと。	
エ その他街並みづくり等への配慮に関すること	⑤国府町観音寺地区地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全に関する方針、地区整備計画を遵守すること。	